

第5次行政改革推進プラン進行管理表

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
重点項目1 持続可能な行財政運営の推進										
1-1	市民課の窓口業務の効率化	市民課	職員の人事異動や高齢化による退職等により業務スキルの継承が厳しい状況の中、窓口サービスの水準を維持することが難しくなっている。さらには、市民ニーズの多様化により業務量が増加しており、特に、マイナンバーカードの普及促進の取組に伴うカード発行業務による業務量増加により会計年度任用職員は一気に増加しており、労務管理の事務量も増大している。 (取組内容) デジタル化を主眼としたオンライン窓口の検討を行うとともに、職員が直接実施する方法と外部委託化等を比較検討し、窓口業務の実施方法を決定・実施する。	窓口業務を外部委託している国保年金課の委託満了期間に合わせて、市民課窓口業務についても統合委託できるか、どこまで委託業務とするかなど予算を含め業者及び関係課と協議・調査・検討を進める。また、キャッシュレス決済導入に向け、担当課と連携を図る。	窓口業務委託の導入に向け、委託内容等の検討・調整を行い、仕様書が作成できたため、いくつかの事業者に見積書の作成を依頼している。見積書が提出され次第、庁内担当部署と検討を行っていく。	やや遅延	当初、想定していた国保年金課と統合した窓口委託は、デジタル化(書かない窓口の導入、システム標準化)を視野に入れて検討を進める必要が生じたため、委託開始時期については、改めて調整が必要である。今後の窓口委託の導入に向け、事業者と数回打ち合わせを行い、すでに窓口委託を導入している他市の状況を確認した。	国保年金課と市民課における窓口業務委託のプロポーザルに向けた準備を行う。	(令和5年4月) デジタル化推進の検証とともに窓口業務委託の導入に向け、関係課と検討を進める。	窓口業務の委託実施における準備を進める。
1-2	こども発達センターの業務手法の見直し	こども発達センター	公設公営の事業所の役割について、民間事業所と調整しながらよりよい事業手法を検討する必要がある。児童も対象とする民間の相談支援事業所が市内に複数ある中で、委ねられる事業の検討や、連携の強化を図っていく必要がある。 (取組内容) 民間への移管や連携強化が可能な事業について検討・実践する。相談支援事業所「なの花」は、子ども相談課の我孫子市子ども相談支援事業所との統合を検討する。これらの検討の中で施設の事業やあり方・連携によるメリットを踏まえた上で、職員体制や配置等を検討する。	・相談支援事業所「なの花」は、子ども相談課の我孫子市子ども相談支援事業所との統合に向けて、業務内容の精査、システム移行、職員体制の見直し等の検討を行う。民間と情報共有しながら連携を強化し、地域における事業所の質の向上を目指す。	相談支援事業所「なの花」と子ども相談課の我孫子市子ども相談支援事業所の統合に向けて方向性を定め、スムーズな移行に向けて検討を行っている。 令和5年度当初からの統合開始を目指し、年度後半からシステム移行を行う予定。業務の効率化を図るため、業務内容を精査している。	達成困難	民間相談支援事業所に市で抱えている計画を引き継ぐことを前提とし、相談支援事業所「なの花」と子ども相談課「我孫子市子ども相談支援事業所」の統合に向けて検討を進めてきたが、統合は行わないこととした。調査、検討していく過程で、現段階では民間事業所にケースを受け止める余裕がないことが判明し、早急に統合することでスケールメリットがないため見直しとなった。	他の行政改革項目のような定期的な進捗状況の確認の実施は終了し、通常の所管業務と同様に、行政評価等により個別に適切な進行管理を行う。		
1-3	鳥の博物館の展示リニューアルの検討と運営手法の見直し	鳥の博物館	開館から30年以上経過していることを踏まえ、常設展示の魅力向上など、より集客が見込める施設となるよう検討を行う必要がある。 (取組内容) 常設展示のリニューアルを検討するとともに、施設全体の運営手法についても様々な手法を研究・検討し、集客性の向上を図る。	・財政基盤の強化に向けた検討 ・リニューアル計画(案)の策定	「鳥の博物館の運営方針および実施計画2016」にある中・長期ビジョンを見直した。それを踏まえて博物館の展示を手掛ける事業者から展示手法や参考事例などについて情報を得るなどしながら、課内で展示リニューアルの内容を検討し、年度末を目前にリニューアル計画案を策定していきます。また、引き続き博物館基金をはじめ財源の確保策の検討を行います。	ほぼ順調	鳥の博物館の運営方針及び実施計画を見直し、改訂した。リニューアル計画案の策定にまではいかなかったが、リニューアル基本計画検討委員会の設置要綱制定や業務委託の入札準備など、計画策定に向けた準備を進めた。	・財政基盤の強化検討結果に基づいた取組の実施 ・リニューアル計画の策定	(R5年4月時点修正) ・リニューアル基本計画検討委員会の実施 ・リニューアル基本計画の策定 検討(令和5年から2か年で計画策定)	・リニューアル計画に基づいた取組
1-4	老人福祉電話のあり方検討	高齢者支援課	事業開始当初からの社会状況の変化を踏まえ、固定電話よりも安価に契約できる携帯電話等も出現していることから、事業の必要性を精査し、今後の事業のあり方を検討する必要がある。 (取組内容) 事業の必要性を検証し、廃止も含めてあり方を検討する。	福祉電話が廃止となった場合の問題点、事業の必要性や代替サービス等の有無について検証を行い、方向性を決定する。また、関係各課と調整する。	事業の必要性や代替サービス等の有無について検証を行っている。関係課(社会福祉課)には廃止の可能性もあることを伝えている。	ほぼ順調	代替サービス等はいくつかあるが、実際に移行が可能かどうか引き続き検証している。	令和4年度の検討結果、関係各課の対応を踏まえ、利用者への対応を行い、令和5年度をもって廃止する予定。	-	-
1-5	住宅改修事業のあり方検討	高齢者支援課	介護保険制度にも住宅改修がある中、個人の資産に資するものに対し、介護保険制度の範囲を超えて市が助成することの是非を含め引き続き検討が必要となっている。 (取組内容) 本事業と介護保険制度のすみ分けや、対象者の整理を行い、利用状況を勘案しながら所得制限の要否や市が実施する必要性を含め事業のあり方を検討する。	住宅改修費用の助成に所得制限を導入した場合や市が実施しないとなった場合の問題点等を検討する。ただし、令和4年度中の実績により、当該年度で廃止する予定。	問題点等を検討している。関係課(社会福祉課)には廃止する方向であることを伝えている。	順調	利用者がいないため、令和4年度で事業を廃止した。	-	-	-
1-6	緊急通報システムの最適化	高齢者支援課	本事業は令和2年度から民間委託へ移行し、市職員の人員的負担は軽減されたが、民間委託費が生じていることを踏まえ、適正な利用料や事業手法について引き続き検討を行う必要がある。 (取組内容) 適正な利用料や事業手法の改善について継続的に検討を行う。	令和2年度に事業手法について見直しを行い民間委託へ移行したが、受益者負担の観点から適正な利用料の検討を行う。	適正な利用料の検討を行う予定である。	ほぼ順調	緊急通報システムの利用料が有料となっている方については、サービスの対象外とする方向で検討している。 ただし、生計の中心者の当該年度市民税が非課税または均等割りのみ課税、もしくは合計所得金額が125万円以下の利用者については、ひきつづき無料でサービスを提供していく。	令和4年度の検討結果を踏まえ対応する。	(5年5月時点修正) 緊急通報システムの利用者等について引き続き検討をしていく。	令和4年度の検討結果を踏まえ対応する。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
1-7	配食サービスのあり方検討	高齢者支援課	直近数年間で民間の配食サービスが充実してきており、市配食独自の事業目的であった「安否確認」についても各社が標準のサービスとして取り組んでいる業者もあるなど、事業開始当初から環境が変化してきており、サービス内容を精査する必要がある。 (取組内容) 令和7年度の契約期間の更新時期を踏まえ、事業の必要性や民間への代替性を含めて事業のあり方を検討する。	事業の必要性や代替サービス等の有無について検証を行い、令和7年度以降の契約形態を含め、方向性を決定する。	事業の必要性や代替サービス等の有無について検証を行う予定である。	ほぼ順調	月平均100人ほどが利用している。 利用者の中には自分で配食事業者を探して契約ができない状況の方や低額であれば利用するが高額であると利用をやめてしまい、生命や健康の維持に支障をきたす方がいる。 今後とも様に事業を行う必要があると考える。	令和4年度の検討結果を踏まえ対応する。	(5年5月時点修正) 市が配食サービスを行うことについて引き続き検討していく。	令和4年度の検討結果を踏まえ対応する。
1-8	住み替え助成制度のあり方検討	高齢者支援課	利用実績が少ない現況を踏まえ、事業の必要性を検討する必要がある。 (取組内容) 平成30年度から令和4年度までの利用実績を検証し、状況に応じて事業の廃止を検討する。	平成30年度から令和4年度まで継続して5年間実績が低い状況が続けば令和4年度をもって廃止する。	令和4年度は現在のところ、要望がないため令和4年度で廃止する方向である。	順調	令和4年度で廃止した。	-	-	-
1-9	我孫子地区公民館の運営手法の検討	生涯学習課	全国的に様々な活用が進められている公民館について市にとって最適なあり方を検討するとともに、社会変化に柔軟に対応できるよう定期的な検証を行っていく必要がある。 (取組内容) 公民館のあり方の検討を進めるとともに、市民ニーズに柔軟に対応できるよう、指定管理者制度を含む民間活力の導入や業務内容の見直しなどの事業手法検討を継続的に実施する。	公民館のあり方について生涯学習審議会の意見を聞き、令和4年度内に作成をする。令和3年度事業仕分けにて「生涯学習センター(公民館・図書館)の運営」について審議された結果、『現行通り』となったが、我孫子地区公民館のみ指定管理者制度を含む民間活力の導入の見直しなどを検討する。	令和4年7月に生涯学習審議会を実施し、公民館のあり方についての報告をしたが、特に意見は出なかった。今後も我孫子地区公民館の指定管理者制度を含む民間活力の導入を継続的に検討する。	ほぼ順調	生涯学習審議会にて審議のうえ、令和4年度「公民館の活用方法と今後のあり方-公民館のあり方検討に関する運営方針-」を作成した。本方針において、本市の公民館の現状・課題や指定管理者制度のメリット・デメリット等について改めて整理し、我孫子地区公民館への指定管理者制度の導入については、引き続き詳細な検討を進めていくこととした。 今後生涯学習審議会や市民からの意見なども広く聞きながら、業務見直しを継続的に行うとともに、指定管理者制度を含む民間活力の導入について検討を行い、生涯学習の基幹施設として、市民ニーズに沿った我孫子地区公民館の運営手法の方向性を決めていく。	我孫子地区公民館への指定管理者制度の導入や事業の民間委託などについて、費用などを算出する。 ※アビスタ総合管理業務委託(H31～R5)最終年度のため、次年度以降について検討する。	(令和5年3月時点修正) 我孫子地区公民館への指定管理者制度の導入や事業の民間委託などについて、費用などを算出する。 ※現行のアビスタ総合管理業務委託契約期間：R2～R6(策定当初の年次目標に記載の契約期間は錯誤のため修正)	我孫子地区公民館への指定管理者制度の導入や事業の民間委託などについて生涯学習審議会や民間事業者から意見を徴収する。
1-10	市民図書館の運営手法の検討	図書館	全国的に様々な活用が進められている図書館について市にとって最適なあり方を検討するとともに、社会変化に柔軟に対応できるよう定期的な検証を行っていく必要がある。 (取組内容) 図書館のあり方検討を進めるとともに、市民ニーズに柔軟に対応できるよう、指定管理者制度を含む民間活力の導入や業務内容の見直しなどの事業手法検討を継続的に実施する。	令和4年3月に作成した「図書館運営今後のあり方(案)」を生涯学習審議会での意見伺いを経て、その後定例教育委員会に報告し、方針を決定していく。	令和4年7月に行われた生涯学習審議会にて「図書館運営今後のあり方」を報告し、定例教育委員会においても報告を行った。こちらに基づき、今後は図書館内にてあり方会議を開催(月1回程度)し、事業ごとの具体的な計画や方針の策定を進めていく。	順調	令和4年3月に作成した「図書館運営今後のあり方」を生涯学習審議会にて報告、その後定例教育委員会にて報告し方針を決定した。現在の図書館サービスについて現状と課題、方向性を検討した結果民間委託等した場合に今以上のサービスの向上や運営費用削減効果等についてあきらかに優位性があると判断できないため、現時点では直営体制(移動図書館のみ民間委託)で運営すると結論を出した。生涯学習審議会報告の際、各サービスの実施計画をたてる必要性があるという意見を受けて、令和4年12月に「サービス別予定実施事業について」を作成。令和5年度から予定に沿ってサービスを展開していく状況である。	他の行政改革項目のような定期的な進捗状況の確認の実施は終了し、通常の所管業務と同様に、行政評価等により個別に適切な進行管理を行う。		
1-11	歳入の確保	財政課	厳しい財政状況が続いていく中で、既存の手法にとらわれることなく、様々な手法を活用した歳入の確保策の検討・推進を行っていく必要がある。 (取組内容) 広告収入の確保、ネーミングライツ制度の導入、クラウドファンディングによる資金調達など、歳入確保のための取組を検討、実践するとともに、全庁的な展開を図る。	ふるさと納税制度の推進により寄附金の増加を図るとともに、広告収入の確保・ネーミングライツ制度の導入・クラウドファンディングによる資金調達など歳入確保のための取組を検討、実践する。	ネーミングライツ制度の導入に向け、考え方や手続きのほか、導入後の対応等について、市の統一の方針についてガイドラインを策定中である。	ほぼ順調	ネーミングライツ制度の導入に向け、他市の状況把握に努めた。	ふるさと納税制度の推進により寄附金の増加を図るとともに、広告収入の確保・ネーミングライツ制度の導入・クラウドファンディングによる資金調達など歳入確保のための取組を検討、実践する。		ふるさと納税制度の推進により寄附金の増加を図るとともに、広告収入の確保・ネーミングライツ制度の導入・クラウドファンディングによる資金調達など歳入確保のための取組を検討、実践する。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
1-12	受益者負担	財政課	<p>厳しい財政状況の中で、サービスにかかる経費の一部を利用者が負担することにより、利用していない方との間での負担の公平性、公正性を確保することを目的に受益者負担のあり方を継続的に検討する必要がある。</p> <p>(取組内容) 経費削減に向けた業務改善努力による費用(コスト)の変化や時代適合性、社会的・政策的要請等を適切に反映し、使用料や手数料などを常に適正な金額にしていくための取組を推進する。</p>	「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、行政サービスにかかる原価計算を実施し、適正な負担を担保するための料金改定等について検討・実施していく。	「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、臨時的に必要なものを除き、概ね4年毎に実施することとする。但し、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法の変更や大規模な修繕が発生する場合などは、適宜個別に見直しを行うこととする。	ほぼ順調	「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、臨時的に必要なものを除き、概ね4年毎に実施することとする。但し、社会状況に大きな変化がある場合や、施設の運営方法の変更や大規模な修繕が発生する場合などは、適宜個別に見直しを行うこととする。	「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、新型コロナウイルス感染症の施設の利用動向に与える影響を見定めた上で、行政サービスにかかる原価計算を実施し、適正な負担を担保するための料金改定等について定期見直しを行う。	(令和5年4月時点修正) 新型コロナウイルスの影響で適正な受益者負担額の算定が困難であるため、令和5年度については予定していた定期見直しは行わず、令和元年度の定期見直し時に原価と受益者負担額の乖離が大きかった手数料等のみの見直しを行うこととし、4年毎に実施してきた定期見直しは令和7年度を目途に行うこととする。	「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、行政サービスにかかる原価計算を実施し、適正な負担を担保するための料金改定等について検討・実施していく。
1-13	社会福祉協議会運営費補助金の見直し	社会福祉課	<p>社会福祉協議会の運営費の財源は、市からの補助金が1/3を占めていることを踏まえ、適正な交付となるよう事業内容等を精査する必要がある。</p> <p>(取組内容) 社会福祉協議会に対する市補助金交付基本方針に基づくチェックを進めるとともに、自主財源の確保や運営の合理化について、手法や体制確保も含め適切な助言を継続する。</p>	社会福祉協議会に対する補助金基本方針を基に、ヒアリングを実施して計画的な職員採用や時間外勤務の削減などについて指導するとともに、事業の民間への代替可能性について検討を行う。また、自主財源を増やすための助言を行う。	社会福祉協議会に対する補助金交付の基本方針を作成して、令和4年度以降は基本方針に沿って補助を行っている。育児休業から復帰する予定だった正規職員1名が退職することになり、人件費は減額補正を行った。また定年により2名の管理職職員が、再任用職員と会長職になり、新規正規職員を1名を採用した。今後も計画的な職員採用を行うとともに時間外勤務削減に向けて代休等の対応を求めている。令和3年度は、令和2年度に比較し84.2万円減額。令和4年度は令和3年度に比較して18万円の補助金が減額補助となった。	ほぼ順調	令和4年度の交付申請額は、1億475万8千円であるが、令和3年度の交付申請額1億493万8千円と比較すると18万円減額となった。減額となった要因は、令和3年度は、社会福祉協議会の正規職員1名が退職し臨時職員を採用したこと、その差額分の人件費が減少したが、令和4年度は、新規正規職分を採用したこと、人件費は、増額となった。しかし、社会福祉協議会とヒアリングを実施した結果、事業費の一部であるP.Cリース代について、約96万円を削減することができ、令和3年度と比較すると補助金合計額全体で18万円の減額となった。令和4年度の交付額の実績は、現在、確定していないが、交付申請時と同様にヒアリングを行い精算額が発生すれば返還を求めていく。また、令和5年度以降も基本方針を基に引き続き補助金の精査を行っていく。	社会福祉協議会に対する補助金基本方針を基に、ヒアリングを実施して計画的な職員採用や時間外勤務の削減などについて指導するとともに、事業の民間への代替可能性について検討を行う。また、自主財源を増やすための助言を行い、補助金削減に向けた取組を行う。		基本的には、前年度と同様に補助金の削減に向けて、社会福祉協議会には、指導していくが、補助金額の増減内容によって補助金基本方針の変更も検討する。また、事業の民間への代替可能性について検討結果をまとめる。
1-14	再資源化事業促進奨励金の見直し	生活衛生課	<p>資源の売却価格が大きく下落しており、排出された資源の重量を根拠に奨励金を支出する根拠は乏しくなっている。ごみの発生抑制を軸とした3Rの推進を行い、ごみの減量化と再資源化の促進を図る必要があることから、制度の見直しを行う必要がある。</p> <p>(取組内容) 資源回収登録団体へ見直しを行う旨を通知し、アンケートを実施する。その結果を踏まえ奨励金制度の見直し案を作成し、説明会やパブリックコメント等を実施しごみの総排出量を増やさない仕組みに改正する。</p>	資源回収登録団体へ、奨励金制度見直しについてアンケートを実施し、結果を取りまとめ、資源回収登録団体へ報告する。	奨励金の積算基準を引き下げないにもかかわらず、用具管理を委託する団体が増加傾向にあり、奨励金を引き下げることは現状では難しいと考える。市長協議では、用具管理の委託を希望する団体には全て対応できる体制を整えるよう指示があり、見直しの方向性については、第一段階として世帯分プラス排出量分(上限を設定)で検討することとなった。については、令和5年度における用具管理の委託状況を見て、見直しのアンケートを実施することとしたい。	遅延	奨励金制度見直しについてのアンケートは、令和5年度にeモニターアンケートを活用し実施することとした。	アンケート結果を踏まえ、見直し案を作成する。見直し案については、資源回収登録団体へ通知し説明する場を設けるとともに、パブリックコメントを実施する。見直し内容が確定した後、要綱を改正する。	(5年4月時点修正) アンケート結果を踏まえ見直し案を作成する。見直し案について資源回収登録団体へ周知し、丁寧な説明を行う。	見直し後の奨励金制度について、運用を開始する。
1-15	あびっ子クラブの登録料の見直し	子ども支援課	<p>令和元年度に登録料の見直しを行ったが県より「千葉県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」を受けている事業であり、補助要件の変更等により補助金額が減額見込みとなる。現在の利用状況等を含め、事業運営の適切な推進のため、適正な登録料を再度見直す必要がある。</p> <p>(取組内容) 事業推進のための費用としての適正な登録料を検討し、見直しを行う。</p>	我孫子市放課後対策事業運営委員会において利用状況等の報告を含め、適正な登録料を検討し、年度内に見直しを完了させる。	現在、あびっ子クラブ運営に係る開室日及び開室時間の見直しを行っている。10月に行われる放課後対策事業運営委員会にて意見等を集約した結果をもって、あびっ子クラブ登録料の見直しを行う予定。	ほぼ順調	市内あびっ子クラブの土曜日の利用状況を鑑み令和5年度5月より土曜日を閉室することとした。また、児童の安全を確保するため、冬季時の閉室時間を防災チャイムに合わせることにした。上記2点については、放課後対策事業運営委員会にて協議検討を行い、理事者協議を経て決定したことであるが、決してサービスの向上とは言い難いことから、今回の登録料見直しは行わないこととした。	利用状況等を含めて検証を行い、必要に応じて事業運営内容の改善を図る。	利用状況等を含めて検証を行い、必要に応じて事業運営内容の改善を図る。	

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
1-16	ごみ収集の有料化	手賀沼課	ごみの発生抑制を軸とした3Rの推進を行い、ごみの減量化と再資源化の促進を図る必要があるとともに、新クリーンセンター建設後は、起債借入れに伴う返済金が後年度負担として発生すること、また、ごみの有料化制度はごみの発生抑制策として有効であることを鑑み、継続的に検討する必要がある。 (取組内容) 将来における実施の可能性を示した報告書を取りまとめ、その内容に基づく検討を進める。	これまでの検討結果をとりまとめた「我孫子市におけるごみ処理有料化の検討報告書(案)」を市議会へ報告し、ホームページ等で公表して広く市民の意見を聴いていく。	令和4年第2回定例会(6月議会)環境都市常任委員会(6月22日)の冒頭で、「我孫子市におけるごみ処理有料化の検討報告書(案)」の説明を行った。委員からは、有料化を導入しないのであれば、報告書の表題を変更すべきとの意見があり、市長は表題を変更すると答弁した。また、他の委員からは、現状どおり任意の透明ないし半透明の袋で収集すべきとの意見があった。常任委員会の意見を踏まえ、検討報告書(案)の表題の変更及びそれに伴う本文の修正を行い、市長協議を経て(案)を外す。(案)が外れた報告書についてホームページで市民の意見を募集(パブリックコメントの手法ではない。)することとしたい。	やや遅延	令和4年11月22日に「我孫子市におけるごみ収集に係る課題の検討報告書」をホームページに掲載し、随時、市民の意見を聴きとることとしている。	安全かつ安定的なごみの処理を進めるため、一般家庭から排出されるごみの量を削減する必要がある場合に、有料化を伴わない指定袋の導入を検討する。	(令和5年5月時点修正) 令和5年7月のeモニターアンケートで市民の意見を聴取するとともに、年度内の集積所におけるごみの排出量を把握する。安全かつ安定的なごみの処理を進めるため、一般家庭から排出されるごみの量を削減する必要がある場合に、有料化を伴わない指定袋の導入を検討する。	安全かつ安定的なごみの処理を進めるため、一般家庭から排出されるごみの量を削減する必要がある場合に、有料化を伴わない指定袋の導入を検討する。
1-17	小学校の安全管理員制度の見直し	学校教育課	地域での見守り隊やPTAによる見守り活動など、子ども達の安全確保の取組の動向をふまえ、体制の見直しを継続的に検討する必要がある。 (取組内容) 第4次行政改革推進プランで取り組んだ業務体制の見直し検証を行いながら、安全管理員の会計年度任用職員としての役割を明確にしつつ、適切な体制の確保を検討し、転換を図る。	安全管理員の勤務時間を令和3年の2学期から削減したことによる業務体制の現状(良い点・課題)について検証する。	令和3年の2学期から安全管理員の勤務時間を削減したことによる業務体制の現状(良い点・課題)を把握するため、各小学校にアンケート調査を行い、それをもとに今後の方向性を検討する。	順調	令和4年度の2学期に各小学校にアンケート調査を実施した。その結果を受けて、令和6年度から適切な体制の確保に向けて、令和5年度に検討する。	令和4年度の調査結果により、令和6年度から適切な体制の確保を検討する。	令和5年度に検討した内容で、新しい体制での業務をスタートする。	

重点項目2 デジタル化の推進

2-1	行政手続きのオンライン化	企画政策課	令和4年度に企画政策課に新たにデジタル化推進係を設置し、4月に策定した「我孫子市デジタル化推進基本方針」に基づき、「DX推進による市民サービスの向上」「行政運営の効率化」「セキュリティの確保」の3つの理念を掲げて全庁的にデジタル化を推進していく。利用者中心の視点を第一にデジタル化3原則を基本とし、これまでに確認した、業務の書面・押印・対面などの状況を踏まえ、効果的に行政手続きのオンライン化を進めていく必要がある。 ※DX…デジタルトランスフォーメーションの略。ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 (取組内容) オンライン化する行政手続きの基準を設け、基準を満たす手続きについては、使用している様式や書面・押印・対面など業務運用の見直しを行い、オンライン化の拡大を図る。また、オンライン手続きの推進に必要なマイナンバーカードの交付を促進する。	本人確認や押印の必要性、対象、件数などによる一定の基準を設け、基準を満たす手続きについては業務運用の見直しを行い、オンライン手続きを可能にする。また、オンライン手続きを拡大するため、マイナンバーカードの交付を促進する取組を実施する。	手続きをオンライン化することで、決裁用に申請内容や添付書類を印刷する必要が生じるなど、行政側の負担が増加することが課題であることが判明した。そのため、オンライン手続きと合わせて申請内容の確認や決裁、申請者への通知などすべてオンラインで完結させるよう文書管理などの運用の見直しを行うとともに、デジタル化の検討を進めている。また、引き続きオンライン化を進める手続きの優先順位付けを行い、業務運用の見直しを進める。	ほぼ順調	行政手続きのオンライン化を進めるうえでの課題を解消するため、申請から事務手続きまですべてオンラインで完結するシステムを令和5年度に導入する。 4月3日にプロポーザルによる事業者の公募を開始できるよう、RFIを実施し、導入するシステムに求める機能一覧を作成するなど準備を進めた。	既にオンライン化している手続きの状況等に応じて、基準の見直しを行う。見直した基準を満たす手続きについては、業務運用の見直しを行い、オンライン手続きを可能にする。	(5年4月時点修正) 7月に導入するスマート申請システムを活用し、オンライン化により高い効果が見込まれる、自転車駐輪場の利用申込み、ふれあいキャンプ場の予約について、オンラインで手続きを行えるようにするほか、令和6年度あびっこクラブの利用申請についての準備を行う。 また、これまでオンライン化されていない補助金の申請や各種証明書の発行などについても、オンライン化を進める。	既にオンライン化している手続きの状況等に応じて、基準の見直しを行う。見直した基準を満たす手続きについては、業務運用の見直しを行い、オンライン手続きを可能にする。
2-2	キャッシュレス決済の導入	企画政策課	市役所の窓口において、民間の事業所や店舗などで当たり前となっているキャッシュレス決済を導入し、市民サービスの向上と窓口の効率化を図る必要がある。 (取組内容) 手数料や使用料など主に窓口での支払いについて、キャッシュレス決済に関する情報収集・比較、運用方法の検討などを行い、導入を進める。	取扱い件数が多い市民課と課税課の証明書発行手数料について、キャッシュレス決済の導入に向けて、近隣の状況、システムや機器の情報収集・比較を行い、運用方法を検討する。	キャッシュレス決済サービスを本庁舎(市民課、課税課)、市内行政サービスセンター(我孫子、天王台、湖北台、新木)及び鳥の博物館に導入するための予算が令和4年9月議会にて議決されたことに伴い、令和5年3月運用開始を目指し、令和4年11月に公募型プロポーザルを実施するための手続きを進めている。 また、他の行政窓口におけるキャッシュレス決済サービスの導入に向け、他市事例や窓口の業務フローを勘案しながら、検討を進めていく。	順調	キャッシュレス決済サービスを本庁舎(市民課、課税課)、市内行政サービスセンター(我孫子、天王台、湖北台、新木)及び鳥の博物館に導入した。 他の行政窓口におけるキャッシュレス決済サービスの導入に向け、検討を進めていく。	運用方法や費用面から最適なシステムを選定し、市民課と課税課の窓口へキャッシュレス決済を導入する。 他の公金の取扱いについてもキャッシュレス決済導入の検討を行い、整い次第、導入に向けた手続きを進める。	(R5年4月時点修正) 令和5年度に導入するスマート申請システムを活用してキャッシュレス化を図るとともに、他の公金の取扱いについてもキャッシュレス決済導入の検討を行い、整い次第、導入に向けた手続きを進める。	他の公金の取扱いについてキャッシュレス決済導入の検討を行い、整い次第、導入に向けた手続きを進める。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
2-3	事務の自動化	企画政策課	市民のライフスタイルが大きく変化し、市民ニーズも複雑・多様化する中、限られた財源と人的資源で質の高い公共サービスを継続的に提供することが求められている。そのため、急速に進化するデジタル技術を活用し業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげる必要がある。 (取組内容) 全庁で行っている事務の状況を把握し、RPAやAI-OCRなどのデジタル技術の有効性について検討を行い、費用対効果の高いと思われる事務について業務フローを作成し自動化を進める。	全庁のすべての事務手続きについて所要時間などを把握し、RPAやAI-OCRなどによるデジタル化が有効と考えられる事務を抽出する。抽出した事務について、業務フローを作成しデジタル化を前提としたBPRを実施するとともに、RPA、AI-OCRの検証を行う。	事務手続きの業務量調査をもとに、業務ごとにBPRを実施している。RPA、AI-OCRの管理上の弊害や将来的に属人化する懸念等が考えられることに加え、業務内容によっては、紙等による申請をオンライン申請に変えていく等の別手法を取り入れることにより、更なる効率化を図っていく。	やや遅延	自治体情報システムの標準化の動向を見ながら、業務ごとのBPRを実施し、業務フローの作成を行った。業務内容によっては、より効率的に業務を遂行できるよう、AI-OCRやRPAを含め様々な手法について引き続き検証していく。	4年度に検証を行った事務について、効果が高いものについては、RPA、AI-OCRを実装し本格運用を行う。 また、4年度に抽出しなかった事務について業務フローの作成を行い、随時、各課のデジタル化推進担当者とともにデジタル化について検討を進める。	(5年4月時点修正) 4年度に検証を行った事務について、RPA、AI-OCRの有効性が確認できなかったため実装を見送った。 業務量調査により改めて効率化が図られそうな業務を選定し、各課のデジタル戦略推進担当者とともにBPRを実施してデジタル化について検討を進める。	業務フローをもとに、デジタル化だけでなく一部事務の廃止なども含めたBPRを実施し、デジタル化が有効な事務について実装に向けた手続きを進める。
2-4	内部事務のオンライン化	企画政策課	市民のライフスタイルが大きく変化し、市民ニーズも複雑・多様化する中、限られた財源と人的資源で質の高い公共サービスを継続的に提供することが求められている。そのため、急速に進化するデジタル技術を活用し業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげる必要がある。 (取組内容) 庁内における調査や使用申請、職員のサービスに関する申請、文書管理など内部事務について、オンライン化による業務効率化とペーパーレス化を図る。	庁内における調査や使用申請、文書管理などについて、業務改善プラットフォーム「kintone」の実証実験を行う。	庁内における照会・調査、議会答弁検討、議会答弁の進行管理など全庁的な業務についてkintoneの実証実験を実施し、有効性を確認している。また、各課の業務でkintoneを活用できるか実証をすすめるため、庁内向けの勉強会を実施した。 今後、業務改善プラットフォームの本格導入に向けて、実証した業務について効果検証とともに、全庁的な展開を想定した効果測定を行う。	順調	庁内における調査・照会業務を中心にkintoneの効果検証をした結果、全庁で年間約7,100時間に相当する事務作業の削減が見込まれた。そのため、令和5年度に導入するスマート申請システムについて、事務手続きのオンライン化を実現するための機能に、kintoneのような様々な業務で汎用的に活用できるローコード・ノーコードツールを採用することとした。	(令和5年4月時点修正) 行政手続きのオンライン化を進めるために7月に導入するスマート申請システムについて、申請後の事務手続きのオンライン化を実現するための機能に、kintoneのような様々な業務で汎用的に活用できるローコード・ノーコードツールを採用する。	7月以降、庁内の調査・照会業務で活用するほか、様々な業務での活用を促進するとともに、専用システムの導入を検討している文書管理システムとしての活用が可能であるか検証を行う。	全庁的に内部事務を効率的に実施できるシステムを選定し、導入する。
2-5	システム標準化業務(主要20業務)の見直し	企画政策課	国が定めた主要20業務については標準化法に基づき、令和7年度末までに標準準拠システムに移行しなければならないとされている。そのため、令和8年度から標準準拠システムの仕様にあわせて業務を運用できるよう、業務手順を見直す必要がある。 (取組内容) 主要20業務について、標準準拠システムへの移行に合わせてこれまでの業務運用手順の見直しを行い、業務効率化を図る。 ※主要20業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、障害者福祉、介護保険、就学、選挙人名簿管理、子ども子育て支援、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理	主要20業務について、国が示す標準仕様書と現行の運用を比較するため、業務フローを作成し、BPR(業務手順の見直し)を進める。	業務所管課において、主要20業務に係る業務フローの作成を進めているが、作成に若干の遅れが生じている。 また、国が示す標準仕様書については、8月に20業務すべてが出揃ったところであり、システムベンダーにおいてもこれから標準化対応の方針を検討していくこととなるため、今後のFit&Gapや調達時期に影響が生じる可能性がある。	ほぼ順調	令和4年度末までで、概ね業務フローの作成が完了した。 また、標準システムへの移行に併せて、費用の低廉化や市に最適なシステムを導入するため、令和5年度からコンサルへ業務委託を行い、標準仕様書とのFit&Gap分析を進めていくとともに、調達仕様書の作成を行う。	BPRの結果をもとに、標準準拠システムの調達に向けた要件定義を行うとともに、別途必要となる機能の洗い出しと実現方法について検討する。	(令和5年4月時点修正) コンサルへ業務委託を行い、現行の業務フローと標準仕様書とのFit&Gap分析を実施し、標準内運用及び標準外運用の業務を明らかにする。標準外運用については、市が引き続き実施していく必要があるかを精査し、必要な運用については外付けシステムの構築など実現方法の検討を進め、標準システムと併せて調達仕様書の作成を行う。	主要20業務の標準準拠システム導入を進める。

重点項目3 公民連携の推進

3-1	指定管理者制度の導入	行政管理課	本市が指定管理者制度を導入している公の施設は、現在8施設である。これまでの導入施設の成果を検証し、さらに効果的に活用するため、現在指定管理者制度が導入されていない公の施設についても、導入の可能性について継続して検討していくことが必要である。 (取組内容) 現在、指定管理者制度を導入している公の施設については、導入の効果を検証する。また、指定管理者制度が導入されていない公の施設について、他市の導入状況等を踏まえ、導入の可能性について検証し、積極的な導入を図っていく。	現在、指定管理者制度を導入している8施設について、施設所管課のモニタリングとともに、制度の総括を所管する行政管理課において効果を検証する。また、指定管理者制度を導入していない公の施設について、他市の導入状況を把握し、施設所管課とともに導入の可能性を検証する。	指定管理者制度を導入している8施設について、施設所管課が実施しているモニタリングの状況を、総括所管課である行政管理課においても共有し、効果検証に向け検討を進めている。 指定管理者制度を導入していない公の施設については、現在、行政管理課において、他市の導入事例におけるメリットデメリットを研究し、当市の導入可能性について検証している。	順調	指定管理者制度を導入している8施設について、施設所管課が実施しているモニタリングの状況を、総括所管課である行政管理課において共有した。 指定管理者制度を導入していない公の施設については、行政管理課において、他市の導入事例におけるメリットデメリットを研究した。	導入の可能性を検証し、導入効果が見込まれ、民間事業者の参入可能性があると判断する施設について、関係各課と協議し、導入に向けた準備を進める。		導入に向け指定管理者を募集し、令和7年度からのスタートを目指す。
3-2	PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定・活用	企画政策課	様々な行政分野において、公民連携のより一層の推進を図るため、庁内における統一的な指針を整える必要がある。 (取組内容) 多様なPPP/PFI手法を推進していくためのPPP/PFI手法導入優先的検討規程を策定する。	公共施設整備等の事業におけるPPP/PFI手法の導入についての包括的な指針となる「PPP/PFI優先的検討規程」の策定に向け、国のガイドラインや他自治体の事例等を参考としながら、準備を進める。	国のガイドラインの読み込みや他自治体の事例の収集等により、令和5年度の策定に向けた準備を進めている。	順調	年間を通じて国のガイドラインの読み込みや他自治体の事例の収集を進め、令和5年度の策定に向けて大まかな方向性を定めた。	令和4年度の検討を基に、年度内に「PPP/PFI優先的検討規程」の策定を完了させる。	令和4年度の検討を基に、年度内に「PPP/PFI優先的検討規程」の策定を完了させる。 (令和5年4月時点修正)	庁内において「PPP/PFI優先的検討規程」の周知を図るとともに、当規程に該当する公共施設整備等の事業案件が生じた際には、規程に基づき適切にPPP/PFI手法の導入検討を行う。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
3-3	成果連動型民間委託契約方式(PFS)の活用	企画政策課	行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う成果連動型民間委託契約方式(PFS)が新たなPPP手法として注目されており、本市での導入可能性を検討する必要がある。 (取組内容) 他市の事例等を研究し、有用性を検証しながら、本市での導入可能性を検討する。	他市の事例等を研究し、本市においてPFSを導入した場合に有用性が期待できる事業分野の特定を進める。	福祉分野などにおける他市の導入事例について情報を収集し、本市で導入した場合の有用性について検討を進めている。	やや遅延	福祉分野などにおける他市の導入事例について情報を収集し、本市で導入した場合の有用性について検討を行ったが、本市における導入事業の特定には至っていない。	PFS導入の有用性が期待できる事業分野の所管部局と調整し、導入可能性を検討する。	(令和5年4月時点修正) 他市の事例等を研究し、本市においてPFSを導入した場合に有用性が期待できる事業分野の検討を進め、状況に応じて所管部局と調整し、導入可能性を検討する。	令和4年度、5年度の検討の結果、PFS導入の有用性が認められた場合には、事業化する。
3-4	民間提案制度の見直し	企画政策課	現行の「提案型公共サービス民営化制度」については、制度開始から相応の年数が経過していることを踏まえ、より現在の市の状況に適合した制度内容となるよう見直しを行う必要があると判断し、令和2年度から一時的に運用を休止している。このため、現行の国のマニュアルや他市の動向を勘案しながら、早期に制度改正を行う必要がある。 (取組内容) 国のマニュアルや他市の動向を勘案しながら、本市に適した新たな民間提案制度について検討し、制度改正を行う。改正後は事業を再開し、市の施策の質の向上や財政負担の軽減につながる有益な民間のアイデアを広く募集する。	国のマニュアルや他市の事例を参考に、本市の状況に合った制度内容を検討し、年内を目途に改正案を作成する。さらに関連する例規の改正を行い、年度内には制度見直しを完了させる。	国のガイドラインや他市の制度等を参考としながら、本市に適した民間提案制度の内容について検討を進めている。年内を目途に改正案をまとめられるよう引き続き検討を進める。	やや遅延	当初の想定よりも制度内容の精査に期間を要し、年度内の見直しは完了しなかった。しかし、他市へのヒアリング調査等は実施しており、令和5年度中の見直し完了を目指して引き続き検討作業を進める。	新たな民間提案制度をスタートさせる。	(令和5年4月時点修正) 年度内に制度見直しを完了させる。	引き続き提案を募集するとともに、令和5年度の運用状況を踏まえながら、課題等があれば制度内容を改善する。
3-5	大学との連携	企画政策課	川村学園女子大学、中央学院大学、聖徳大学並びに聖徳大学短期大学部と連携協定を締結しており、審議会委員等の選出・ボランティア募集・インターンシップ受入等の人的連携、学生を対象とした市長、副市長及び市職員による講義・市民を対象とした生涯学習講座における大学教員による講師等の知的連携を行っている。 地域社会の発展につながるような取組を継続して行う体制づくりが課題となっていることや、様々な分野での連携について検討していく必要がある。 (取組内容) 大学との連携を推進し、教員には行政分野の課題について専門的知見を持つ学識経験者として、学生や学生団体には地域問題解決の貢献活動の担い手として協力・参画を求め、地域の発展につながる取組を進めるとともに、円滑に連携していくための包括的な仕組みづくりを検討する。	・関係課と協力し、市と大学との連携に関する包括的な仕組みづくりを検討する。 ・引き続き新たな大学との連携を検討し、必要に応じて協定を締結する。	他市の仕組みなどを参考としながら、市と大学との連携に関する包括的な仕組みづくりの検討を進めている。引き続き新たな大学との連携を検討し、必要に応じて協定を締結していく。	ほぼ順調	包括連携において各課が大学と取り組んでいる連携事業の進捗状況や実績について、随時報告と確認ができるように、庁内クラウドシステムを有効に活用し、事務の効率化と迅速な情報共有に取り組んでいくことを検討中。 今年度新たな大学との協定締結は無かったが、引き続き検討し、必要に応じて連携締結を行っている。	・大学と協議を行い、年度内に連携に関する包括的な仕組みを完成させる。 ・引き続き新たな大学との連携を検討し、必要に応じて協定を締結する。		・策定した仕組みに基づき、大学との連携を実施していくとともに、改善点があれば都度修正していく。 ・引き続き新たな大学との連携を検討し、必要に応じて協定を締結する。
3-6	企業等との連携	企画政策課	現在、5つの企業と包括連携協定を締結しており、地域の問題解決に向けて、相互が持つ資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について連携を行っている。 地域社会の発展や活性化、市民サービスの向上、安心・安全なまちづくりの推進につながるような取組を継続して行う体制づくりが課題となっていることや、様々な分野での連携について検討していく必要がある。 (取組内容) 各企業が持つ資源を生かし、地域社会の活性化の一助としてイベントでのブース出展、安心・安全なまちづくりの推進として公共施設への防犯カメラ設置や高齢者孤立防止活動、市民サービスの向上として物品の移動販売、広報紙の配布・配架等の取組を行っており、市からは、職員による企業職員への介護保険講座を開催し、介護の現状等を市民に伝える取組み等、協力事項に基づいた取組を行っている。	・継続的な連携を行っていくため、協力事項の実施や充実を図る。 ・内部において、関係各課との連携をより円滑に行うための仕組みを検討する。 ・引き続き新たな企業との連携を検討し、必要に応じて協定を締結する。	包括連携協定締結済みの企業との打ち合わせをそれぞれ実施した。 企業から提案のあった新たな事業を関係課に照会し、連携につなげることができた。 以前から調整を続けていた企業と包括連携協定の締結に向けて協議を進め、10月中の締結を予定している。	ほぼ順調	・予定していた企業との包括連携協定を締結することが出来た。 ・企業と関係各課をつなぐための会議を開催し、事業連携が進むようにつなげることが出来た。 ・企業との連携状況を把握するため、統一した実績報告の様式を作成し、令和5年度に各企業に投げかけられるように準備を行った。	・継続的な連携を行っていくため、協力事項の実施や充実を図る。 ・内部において、関係各課との連携をより円滑に行うための仕組みを完成させる。 ・引き続き新たな企業との連携を検討し、必要に応じて協定を締結する。		・継続的な連携を行っていくため、協力事項の実施や充実を図る。 ・内部において、関係各課との連携をより円滑に行うための仕組みを実施していくとともに、改善点があれば都度修正していく。 ・引き続き新たな企業との連携を検討し、必要に応じて協定を締結する。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
重点項目4 公共施設マネジメントの推進										
4-1	個別施設計画の進行管理	資産管理課	公共施設等の健全で持続可能な運営に向けて、各施設の類型別に個別施設計画を策定し、その計画に基づいて計画的な管理を行っている。現在、30本の個別施設計画が策定されており、公共施設マネジメント所管課である資産管理課において、全体の進行管理を行っていく必要があることから、公共施設等の情報の一元管理ができる仕組みを導入する必要がある。 (取組内容) システム活用の可能性を含め、進行管理に最適な仕組みの導入について検討を行う。検討後、速やかに導入作業を進め、公共施設等の情報の一元管理に活用していく。	専用のシステムを導入するか、あるいは、庁内で持つリソース（エクセルやキントーンなど）を活用するか、仕組み導入の方向性について検討する。	仕組み導入の方向性について検討中であり、10月末までに決定する予定である。	順調	ローコードツールを活用して公共施設情報の一元管理ができる仕組みを令和5年9月末までに構築することとした。	令和4年度の検討結果に基づき、仕組みを導入する。	(令和5年5月時点修正) ローコードツールを活用して公共施設情報の一元管理ができる仕組みを令和5年9月末までに構築する。	導入した仕組みを活用し、公共施設等の情報の一元管理を行う。
4-2	遊休資産の活用	資産管理課	市内には、様々な事情により行政サービスに活用していない遊休資産（事業の活用がなくなった普通財産）が存在し、適正に管理するための草刈り業務などの費用が発生している。そのため、これらの遊休資産の活用について検討していく必要がある。 (取組内容) 市が所有する公共施設や土地が遊休資産となった場合は、適正管理を行うとともに、売却も含めた活用方法を検討する。	庁内調査により、遊休資産の洗い出しを行う。洗い出した遊休資産について、必要に応じて所管課へのヒアリングや全課への活用可能性の呼びかけを行い、売却も含めた活用方法を検討する。	遊休資産の有無について、全課を対象とした調査を実施している。今後、活用や売却が見込めそうな遊休資産については、所管課へのヒアリングを行い、活用方法を検討していく。	順調	令和4年度に遊休資産の洗い出し調査を実施した。回答では3件の遊休資産が挙がり、うち2件が将来売却を予定している土地であることを確認した。残りの1件は、遊水池扱いのため売却できず、活用に向かない土地であることを確認した。	庁内調査により、遊休資産の洗い出しを行う。洗い出した遊休資産について、必要に応じて所管課へのヒアリングや全課への活用可能性の呼びかけを行い、売却も含めた活用方法を検討する。		庁内調査により、遊休資産の洗い出しを行う。洗い出した遊休資産について、必要に応じて所管課へのヒアリングや全課への活用可能性の呼びかけを行い、売却も含めた活用方法を検討する。
4-3	公園灯のLED化	公園緑地課	省エネ性・環境性という観点から、公共施設等の照明設備のLED化が急務となっている。市役所庁舎や街路灯のLED化は着実に進められている反面、市内公園の照明灯の大部分がまだ水銀灯であることから、LED化について早期に着手する必要がある。 (取組内容) 交付金や起債の活用、ESCOやリースなどの様々な導入手法について比較検討した上で、効率的に公園灯のLED化を進める。 ※ESCO…省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業	・国などの交付金の情報収集 ・ESCOやリースなどの情報収集	・国の交付金等は交付要件などから、活用が出来ないことが判明した。リース契約に向けて、来年度は公園灯の調査費について予算要望を行う。	ほぼ順調	令和5年度実施するLED化調査の発注に向けて、関係者への情報収集を行った。	・公園灯の調査とLED化する公園灯の把握 ・発注方法の検討		公園灯のLED化業務発注
4-4	行政サービスセンターのあり方検討	市民課	マイナンバーカードの普及による行政サービスのデジタル化などを背景に、利用者が減少傾向にある行政サービスセンターについては、運営形態や配置を見直す必要があり、これまでも開庁日の縮小等を実施しているが、さらなる最適化を進める必要がある。 (取組内容) 令和3年度に策定した「我孫子市行政サービスセンター個別施設計画」に基づき、特に利用者が減少しているつくし野行政サービスセンター、湖北行政サービスセンターについて、再配置等も含めて最適なあり方を検討する。	つくし野・湖北行政サービスセンターについては、12時15分から13時までの開設を継続すべきか検討を行うとともに、施設の賃借契約の満了期間(令和6年度まで)を視野に入れ、今後のあり方について検討を行う。	間引き開庁しているつくし野・湖北・布佐行政サービスセンターにおける12時15分から13時までの利用状況を把握し、昼休み時間開設の有無を検討するとともに、施設の状況を鑑みながら運営形態を検討していく。	ほぼ順調	つくし野・布佐行政サービスセンターの昼休み開庁の必要性については、利用件数を確認しながら継続して検討していく。 湖北・湖北台行政サービスセンターの統合検討を進める中、湖北駅前行政サービスセンターとして運営できる物件を探索した。	つくし野・湖北行政サービスセンターのあり方について関係機関や庁内で調査・検討を継続するとともにパブリックコメントを実施し、市民の声を確認する。	(令和5年4月時点修正) 湖北・湖北台行政サービスセンターを統合し、湖北駅近くに暫定的に湖北台行政サービスセンターを移転するための準備を行う。統合・移転について、ふれあい懇談会、パブリックコメントから市民の意見を確認する。	令和5年度までの検討結果に基づく運営見直しを実施する。
4-5	子ども発達センターの給食機能の確保	あらかき園	あらかき園、子ども発達センター、障害者福祉センターの給食調理機能について、施設の老朽化状況や3園の将来的な展開も加味した上で、最適化を図る必要がある。 (取組内容) 新たな給食室の整備や外部施設からの搬入など、最適な手法を検討し、方向性を結論付ける。	あらかき園、子ども発達センター、障害者福祉センターの食数を精査し、給食施設の適切な規模及び設置方法について検討をすすめる。	令和4年6月16日に第1回検討会議を開催 令和4年9月27日に第2回検討会議を開催 食数概算：約115食（あらかき園75食+子ども発達センター45食） 給食調理員配置：7名（あらかき園4名+子ども発達センター3名） 設備等継続協議：あらかき園の食堂から、子ども発達センターへの渡り廊下が必要、厨房内の設備、電気容量、出入り口のドア、厨房スペースの確保の仕方について等、問題点の洗い出しを行い、今後、改修箇所を確認し、令和6年度設計、令和7年度工事を目標とする	ほぼ順調	引き続き3施設で連携して、今後の厨房施設の在り方を検討した。	令和7年度の改造工事に向け、必要な設備の精査、工期日程及び付帯工事についての検討を行い、設計の見積もりなど、工事に向けた準備を進める。		令和7年度の改造工事に向け、工事の設計委託を行う。設計委託に基づいた工事費について予算化する。工事日程により、あらかき園の事業及び関係機関との調整を行う。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
4-6	老人福祉センターのあり方検討	高齢者支援課	本市では、つつじ荘、西部福祉センターの2館の老人福祉センターを運営しているが、老朽化も進み、毎年多額の修繕費が必要とされる中、利用者の減少の傾向も見られることから、施設の最適なあり方について見直しを図っていく必要がある。 (取組内容) 令和2年度に策定した「我孫子市老人福祉センター個別施設計画」において示した方針に基づき、2館の老人福祉センターについて、令和6年度までの指定管理業務委託契約期間を目的に、施設の利用状況、老朽化状況等を総合的に考慮しながら、事業の廃止、縮小、統合を含め、最適なあり方を検討する。	施設の利用状況について、調査する。	施設の利用状況について調査している。	ほぼ順調	令和5年4月24日現在 令和4年度(令和4年4月から令和5年3月まで)の延べ利用者数 ○老人福祉センター つつじ荘 10,958人 ○西部福祉センター 19,151人 新型コロナウイルス感染症が発生する以前よりは減少しているが、感染拡大が落ち着いて以降は、徐々に利用者は増えてきている。	事業の廃止、縮小、統合等行った場合の問題点等、代替サービスなどの有無、費用対効果などを考慮し方向性を検討する。		今後の方向性を示しつつ、市民への説明等を通じて今後の最適なあり方を検討する。
4-7	公営住宅のあり方検討	建築住宅課	公営住宅は概ね建築から30~40年が経過しており、将来的に相応の維持経費が想定される中、適正なストック量や配置を含め、施設の最適なあり方について検討する必要がある。 (取組内容) 計画期間が満了した現行の「我孫子市公営住宅長寿命化計画」に代わる新たな計画を策定し、将来の適正なストック量の推計や、民間住宅の借り上げ等の手法との比較検討を行った上で、施設の最適なあり方について方向性を示す。	我孫子市公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画の中で、将来の人口推移等を踏まえた公営住宅の需要予測を行い、今後の取り扱いを検討する。	現在、公営住宅の需要予測を進めている最中である。そのため、今後の市営住宅の取り扱いについては事後評価の際に報告したい。	順調	需要予測の結果、今後新たな市営住宅を建設する必要はないことがわかった。また、市営住宅の耐用年数まで一定数需要が見込まれることから10年間の修繕計画を策定した。	他の行政改革項目のような定期的な進捗状況の確認の実施は終了し、通常の所管業務と同様に、行政評価等により個別に適切な進捗管理を行う。		
4-8	公園のあり方検討	公園緑地課	老朽化した遊具の改修など、公園施設を安全に管理していくためには相応の維持費が必要となることも踏まえ、利用状況等を勘案しながら、小規模な公園の統廃合等を検討する必要がある。 (取組内容) 他市の事例等を研究し、利用状況を勘案しながら小規模な公園の統廃合を含めて公園の最適な配置を検討する。	・布佐葺立2号公園用地については、引き続き、隣地地権者1名との境界未確定個所の確定方法を研究する。 ・小規模公園の統廃合について他市の情報を収集する。	・引き続き、隣地地権者1名について、費用対効果を確認しながら境界確定の方法を研究する。 ・引き続き統廃合の手法について、他市の情報を収集する。	やや遅延	・布佐葺立2号公園用地における境界未確定箇所の確定方法について、土地家屋調査士からの参考意見を聴取し、確定方法の手法を決定した。 ・また、近隣他市へのヒアリングにより、現都市公園法での単なる廃止は難しいと判断したため、他の手段となる統廃合の手法について更なる研究を進めていく。	・布佐葺立2号公園用地の売却の手法検討 ・小規模公園の配置状況を検討し、代替大規模公園の整備用地の検討を行う。	(令和5年4月時点修正) ・布佐葺立2号公園用地の売却に向けた手続きを進める ・小規模公園の配置状況を検討し、統廃合に向けた研究。	・代替大規模公園の用地取得の検討
重点項目5 組織力の向上										
5-1	組織の見直し	行政管理課	令和4年度からスタートする第四次総合計画を効果的に機能させるため、令和4年度に部の再編など全体的な組織改正を行った。今後は、令和4年度の組織改編検討時に課題となった事項を継続的に検討するとともに、社会情勢の変化や行政課題に的確に対応し、限られた人的資源を最大限に発揮できる組織の構築が必要である。 (取組内容) 令和4年度の組織改編検討時に課題となった事項を継続的に検討する。また、社会情勢の変化や行政課題に的確に対応した組織を構築する。	令和4年度から見直した組織体制を検証するとともに関係各課と調整し課題となった事項について検討する。また、社会情勢等の変化を的確に捉え、組織体制を強化する必要がある場合は柔軟に対応する。	令和4年度の組織見直し検討の際に課題としてあがっていた項目について、継続して検討を続けている。 具体的には、健康づくり支援課が担っている簡易水道などの環境衛生の業務を所管する部署の検討や、令和3年度に交通課と統合した道路課業務の検証などを行っている。 また、令和3年度の事業仕分けの対象事業であった「あき地の適正管理業務」について、令和5年度から市長部局部署への移管に向けて検討を進めている。	順調	令和4年度の組織見直し検討の際に課題としてあがっていた項目等について検討を進め、次のとおり令和5年度の組織体制を構築した。 【令和5年度組織見直しの内容】 ○デジタル戦略室の新設 ○環境経済部の再編 ・生活衛生課の新設 ・クリーンセンターを手賀沼課の課内室とし、「資源循環推進室」に変更(※一部業務は生活衛生課へ移管) ○交通政策課の新設 上記以外では、係の新設・統合・名称変更を行った。	必要に応じた組織体制を構築する。		必要に応じた組織体制を構築する。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
5-2	適正な定員管理	行政管理課	<p>市では、平成9年度から七次にわたる定員管理適正化計画のもと人員を削減し、現在の第八次定員管理適正化計画では、執行体制の維持を基本とした計画としている。しかし、近年、自治体を取り巻く環境は年々変化しており、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症対応など突発的な対応、デジタル化の推進に向けた体制の確保など、新たな行政課題への取り組みも必要となる。また、公務員の定年延長制度の開始や働き方改革の推進などに対応できるような体制確保が必要である。このため、これまでの単なる職員数の削減や維持の考えだけでは、本来必要な職員数を見誤ることが懸念される。</p> <p>(取組内容) 令和6年度からを期間とする第九次定員管理適正化計画において業務量に見合った職員体制を確保する。また、社会情勢等の変化には柔軟に対応し、都度必要となる職員を確保する。</p>	第九次定員管理適正化計画の作成に向け、業務量に見合った職員規模の精査、公務員の定年延長制度の動向、デジタル化推進の状況等を踏まえ、必要となる職員数を検証する。	第九次定員管理適正化計画の作成に向け、定年延長制度を踏まえた退職者数や職員の年齢構成の実態、職種ごとの現状、類似団体との比較、業務量の実態など、必要となる職員数を算出するための分析を行っている。	順調	第九次定員管理適正化計画に向け、定年延長制度を踏まえた退職者数や職員の年齢構成の実態、職種ごとの現状、類似団体との比較、業務量の実態など、必要となる職員数を算出するための分析を行い、素案を作成した。	第九次定員管理適正化計画を作成する。		第九次定員管理適正化計画に見合った職員を確保する。なお、計画に縛られすぎることなく社会情勢等の変化を的確に捉え、必要となる職員は都度確保していく。
5-3	人材育成による職員の資質向上	人事課	<p>限りある人員の中で組織力を最大限に発揮するためには、職員の資質の向上を図るとともに、職員一人ひとりが高い意識を持って、主体的に職務遂行能力を向上させることが必要である。</p> <p>(取組内容) 職員の資質の向上及び意識の高揚を目的に、職場内研修（OJT研修）、職場外研修（OFF・JT研修）、自主研修について、現行の研修内容の効果を検証し、必要に応じた職員研修方針及び内容の見直しを行う。</p> <p>※OJT研修（on the job training）…職場内で職務を通じて行われる研修 OFF・JT研修（off the job training）…職場外で知識や技術を学習する研修</p>	所属長へのヒアリングや職員のニーズ、他自治体の手法などを参考に、市にとって最適な研修内容を調査研究し、必要に応じた研修方針及び内容の見直しを行う。	他自治体に対して実施した研修に関する調査の結果を集計している段階にあり、集計が完了次第、研修内容の見直しの必要性等について検討を進めていく。	やや遅延	近隣5市の研修実施内容について調査を行い、当市との比較を行った。研修内容の見直しについて検討を行っている。	所属長へのヒアリングや職員のニーズ、他自治体の手法などを参考に、市にとって最適な研修内容を調査研究し、必要に応じた研修方針及び内容の見直しを行う。	(R5年5月時点修正) 所属長へのヒアリングや職員のニーズ、他自治体の手法などを参考に、市にとって最適な研修内容を調査研究し、必要に応じた研修方針及び内容の見直しを行う。 病気休暇・病気休職の職員を減らす取組として、メンタルヘルス研修では、心身の不調への気づきやセルフケアを促す内容で講義を行う。また、職員が利用できる心理相談窓口の活用を促すため、定期的に掲示板等で職員へ周知を行う。	所属長へのヒアリングや職員のニーズ、他自治体の手法などを参考に、市にとって最適な研修内容を調査研究し、必要に応じた研修方針及び内容の見直しを行う。
5-4	働き方改革の推進	人事課	<p>事務・事業の点検や見直し等による事務改善や時間外勤務の適正管理による総労働時間の短縮は、公務効率の向上の観点からも重要である。</p> <p>また、育児や介護など時間的制約を抱える職員を前提とした組織内での協力的体制の構築や在宅勤務をはじめとするテレワークの導入など、職員一人ひとりが多様な働き方を選択することができるよう、働き方改革を推進する必要がある。さらに、女性や障害者などが個々の能力を最大限に発揮できるよう、誰もが働きやすい勤務環境の構築が必要である。</p> <p>(取組内容) 総労働時間の短縮や時差出勤、テレワークの本格的な導入の検討など柔軟な働き方を推進する取組を進める。また、職員の士気や業務効率を高めるため、仕事と家事、子育て、介護等が両立できる職場づくりを推進する。</p>	総労働時間の短縮は、既存の取組だけでなく、所属長へのヒアリングや他市と情報共有を図るなどにより、有効な策を検証する。時差出勤やテレワークの導入は、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として行っているため、現状の課題を検証する。	行政管理課情報システム系からの情報提供等により、在宅勤務に係る課題の洗い出しを行っている。 また、次期我孫子市障害者活躍推進計画の策定に際し、障害のある職員から勤務環境の改善等に関する意見について募集をしている。	ほぼ順調	働き方改革を推進するため、新型コロナウイルス感染症対策に限定しない形で在宅勤務が行えるよう、令和5年度中に実施要領の見直しを行う。 また、障害のある職員等からの意見を踏まえ、第2期我孫子市障害者活躍推進計画の策定を完了した。	引き続き検証するとともに、可能なものから順次実践する。		引き続き検証するとともに、可能なものから順次実践する。

改革項目番号	改革項目名称	担当課	現状と課題 取組内容	R4年次目標 (策定当初)	R4進捗状況(中間)	R4進捗度	R4進捗状況(事後)	R5年次目標 (策定当初)	R5変更後 年次目標	R6年次目標 (策定当初)
5-5	多様な任用形態の確保	人事課	<p>限られた人的資源の中で、多様化する行政需要やデジタル化の推進などに対応するためには、常勤職員だけでなく、会計年度任用職員や任期付職員など多様な人材を活用していくことが必要である。</p> <p>(取組内容) デジタル化推進をはじめ専門的な知識や経験を要する業務や一定期間内の業務量の増減やサービス提供体制の充実に対応するため、必要に応じて任期付職員などにより外部人材の登用を検討する。 また、業務の内容や責任の程度を踏まえ、業務の性質により会計年度任用職員を積極的に登用する。</p>	<p>所属長へのヒアリングや企画政策課と調整し、外部人材の必要性について検討し、必要な場合には積極的な登用を行う。また、業務の性質により会計年度任用職員を積極的に登用する。</p>	<p>現時点において、所管部長及び所属長から外部人材の登用に関する相談はないが、今後相談があった場合、外部からの人材登用に関する規程に基づき、選考採用の必要性等について検討を進めていく。</p>	ほぼ順調	<p>専門的な知識や経験を要する外部人材について、令和4年度は、所管部長及び所属長からの相談はなく、登用の実績はなかった。 業務量の増減やサービス提供体制の充実に対応するための任期付職員の具体的な検討は行わなかったが、会計年度任用職員制度については、業務の責任を踏まえ積極的に登用するとともに、初めての一斉更新（3年に1度実施）を実施し、業務の性質に合った人材を確保した。</p>	<p>所属長へのヒアリングや企画政策課と調整し、外部人材の必要性について検討し、必要な場合には積極的な登用を行う。また、業務の性質により会計年度任用職員を積極的に登用する。</p>		<p>所属長へのヒアリングや企画政策課と調整し、外部人材の必要性について検討し、必要な場合には積極的な登用を行う。また、業務の性質により会計年度任用職員を積極的に登用する。</p>